

鯖 監 第 3 7 0 号
令和 8 年 3 月 2 3 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 石 川 修

令和 7 年度定期監査および随時監査の結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査および同条第 5 項の規定に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査結果報告書を提出する。

令和7年度 定期監査結果報告書

第1 監査の種類 定期監査

第2 監査の対象

《総務部》

行政管理課、職員課、デジタル推進課、施設管理課、税務課、収納課

《政策経営部》

総合政策課、秘書広聴課、財務管理課

《市民生活部》

市民主役推進課、市民窓口課、ダイバーシティ推進・相談課、防災危機管理課、
環境政策課

《健康福祉部》

社会福祉課、福祉総合相談室、長寿福祉課、こどもまんなか課、保育・幼児教育課、
健康づくり課、国保年金課

《産業環境部》

産業振興課、交通・にぎわい創出課、農林政策課

《都市整備部》

土木課、都市計画課、公園住宅課、上下水道課

《教育委員会事務局》

教育政策課、学校教育課、生涯学習課、文化課、スポーツ課、文化の館

《その他》

会計課、議会事務局、監査委員事務局

以上 33課、1室、2事務局、1施設

第3 監査の期間 令和7年4月18日～令和8年2月9日

第4 監査の対象範囲 令和6年度に執行された所管事務全般

第5 監査の方法および着眼点

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、事務の管理、執行等について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されていたか、また、経済的・効率的・有効的に執行されていたかという点に着目して実施した。

第6 監査の結果

関係法令等に準拠し、監査の範囲において、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、一部の事務については、改善を要する事項が認められたため、「文書による指導事項」として是正を求めた。

令和6年度執行分に係る定期監査の結果に基づく「文書による指導事項」は別表のとおりであり、その要点は次のとおりである。

① 行政運営上のリスクが大きい事案

特に行政運営上のリスクが大きいと認められる事案は、以下の5件である。これらは、市の信頼を損ないかねない事案であることから、実効性のある再発防止策を講じられたい。

- 納付遅延による延滞税の支払いをしている。(別表 No 9)
- 工事請負契約書に添付された設計書と仕様書に齟齬があり、変更契約を行っているにもかかわらず、実績報告書に誤りがある。(別表 No10)
- 講師謝礼の支払において、振込エラーにより戻入された後に、再振込が行われていない。(別表 No11)
- 仮受・仮払に不明金が発生している。(別表 No13)
- 補助金の実績報告の審査が不十分であったため、過大な交付となっている。(別表 No14)

② 財務事務の基礎的知識の不足が疑われる事例

前記①のほか、執行すべき会計年度の誤認、規則や契約書で定められた通知・報告の授受が行われていないこと、定められた手順による未収金処理が実施されていないことなど、適正な事務処理が行われていない事例が確認された。また、支払方法や決裁区分等の誤りが年度を通じて繰り返し発生している事例や、過年度に口頭指導したが改善していない事例も認められた。

財務事務の基礎的知識不足が疑われ、この状況が継続した場合、重大な事案の発生につながるおそれがあり、大きなリスクとなり得る。については、今後も財務事務に関する通知や研修会の実施等を通じて周知徹底を継続して行い、適正な事務執行の確保に努められたい。

第7 意見

前述の「文書による指導事項」のほかにも、単純な誤りや適正さを欠く会計事務処理が散見されたことから、「口頭による指導事項」として適正な運用を求めるとともに、留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて改善を促した。

また、定期監査においては、上記の財務に関する事務の執行のほか、職員の配置、財産や備品の取得受入・処分、車両管理等についても各所管課から状況を聴取し、一部検討を要する事項等については、関係課長に対して口頭で意見および助言を行った。

これらの改善や検討を要する事項について、着実に対応を進め、適正な財務事務の執行、効果的な事業の実施、安全・安心な施設の管理運営を継続することにより、行財政運営の公正性・透明性の確保と、さらなる市民サービスの向上につながることを期待する。

令和7年度 随時監査結果報告書

【出先機関等現況調査】

第1 監査の種類 随時監査（出先機関等現況調査）

第2 監査対象 (1) 石田児童センター〔所管課〕健康福祉部こどもまんなか課
(2) 平井児童センター〔所管課〕健康福祉部こどもまんなか課
(3) 文化の館〔所管課〕教育委員会文化の館

第3 事前調査期間 (1)(2) 令和8年1月14日～令和8年1月28日
(3) 令和7年12月10日～令和7年12月24日

第4 監査期日 (1)(2) 令和8年1月28日（水）
(3) 令和7年12月24日（水）

第5 監査の方法および着眼点

あらかじめ提出を求めた監査資料と現地調査により、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査の実施にあたっては、施設の運営状況、現金の取扱いおよび保管状況、施設の維持管理状況、備品管理状況、施設の安全管理状況について着目し、適正であるかという観点で実施した。

第6 監査の結果

施設の管理および現金取扱い状況等については、監査した範囲において、一部指摘事項および改善事項を除き、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、留意すべき軽微な事務処理上の事項について、口頭にて改善を促した。

指摘事項および改善事項については次のとおりである。

〔石田児童センター〕

(1) 指摘事項 なし

(2) 改善事項

①職員研修の実施について

児童センター安全計画の周知および関連知識の習得が十分に行われていない。また、鯖江市立放課後児童クラブ運営規程第15条に定める虐待防止研修の実施も確認できない。

利用者の安全性向上と児童クラブの適正な運営の確保のため職員研修を計画的に実施すること。

②現金の管理運用について

実費徴収した現金について、取り扱いマニュアル等が整備されていない。適正な会計処理と不正防止のため、現金取扱マニュアルを整備し、管理運用を適切に行うこと。

(3)意見

①共同利用施設における管理区分および経費負担の明確化について

土地や建物を地元町内と共同利用している児童センターについて、これまで築かれてきた協力関係を踏まえつつ、管理区域の明確化や経費負担の整理等について関係者間で認識を共有することが望ましい。

今後も持続可能で円滑な運営を確保するため、地元町内会等と適切に協議し、管理区分および負担区分の明確化など、必要な取組を進められたい。

[平井児童センター]

(1)指摘事項 なし

(2)改善事項

①職員研修の実施について

児童センター安全計画の周知および関連知識の習得が十分に行われていない。また、鯖江市立放課後児童クラブ運営規程第15条に定める虐待防止研修の実施も確認できない。

利用者の安全性向上と児童クラブの適正な運営の確保のため職員研修を計画的に実施すること。

②現金の管理運用について

実費徴収した現金について、複数人での確認体制や年度末残高の所管課への報告が徹底されていない。

適正な会計処理と不正防止のため、現金取扱マニュアルを整備し、管理運用を適切に行うこと。

(3)意見

①共同利用施設における管理区分および経費負担の明確化について

土地や建物を地元町内と共同利用している児童センターについて、これまで築かれてきた協力関係を踏まえつつ、管理区域の明確化や経費負担の整理等について関係者間で認識を共有することが望ましい。

今後も持続可能で円滑な運営を確保するため、地元町内会等と適切に協議し、管理区分および負担区分の明確化など、必要な取組を進められたい。

[文化の館]

(1)指摘事項

①「紛失・毀損本弁償金」について

歳入歳出歳計外現金において管理している「紛失・毀損本弁償金」の現在高に不明な額があるため、内容を精査のうえ、歳計現金への入金または相手方への返還の処理を行うこと。

併せて、今後の受領、返還、歳計現金への入金に係る事務については、複数人による確認体制を整え、適正な管理を徹底すること。

(2)改善事項

①「公金等取扱マニュアル」の整備について

受領した公金等のうち「折り紙を楽しむ会参加費」の取扱手順が「公金等取扱マニュアル」に記載されていない。マニュアルの内容を見直し、公金等の徴収・保管・納付等に係る手続きを明確にして適正な管理を徹底されたい。

【工事監査】

第1 監査の種類 随時監査（工事監査）

第2 監査対象

- ・上河端橋立線道路改良工事その1
- ・東山川(川島)河川水路整備工事〔所管課〕都市整備部土木課

第3 事前調査期間 令和7年9月6日～令和7年9月18日

第4 監査期日 令和7年9月18日（木）

第5 監査場所

- ・監査委員事務局
- ・鯖江市中野町地係、鯖江市川島町地係

第6 監査の方法および着眼点

令和7年度施工中の工事から対象工事を抽出し、設計・施工状況等が適切かつ効率的に執行されているかについて関係書類を審査するとともに、工事現場の実地調査を行った。

第7 監査の講評

事前に行った書類審査については、計画・設計・積算・入札等の契約手続き、関係者との協議、関係機関への届出、施工管理体制などに関して概ね適正であると認められた。

実地調査については、工事看板が適切に設置され、現場周辺の環境整備、仮囲いや交通規制の誘導等の安全管理も概ね適正であると認められた。

今後も、適切な維持管理による交通インフラの長寿命化を図り、市民が安心・安全に利用できるよう努めていただきたい。

なお、留意すべき軽微な事務処理上の事項について、口頭にて改善を促した。

令和7年度 定期監査（令和6年度執行分）結果指導事項

No.	所属名	指導内容
1	市民主役推進課	設計業務委託契約約款に定めている業務工程表および管理技術者通知を受領しておらず、受託者への監督職員通知も行っていない。適正な事務処理を行うこと。
2	環境政策課	補助金の実績報告書等の提出がないために交付を取消す場合に、補助金等交付規則による補助金等取消通知書を申請者に通知していない。規則に従い適正に処理すること。
3	社会福祉課	当初の契約額に消費税が含まれていないことを理由に、消費税相当額を増額する変更契約を行っているが、以下の点において契約事務を適正に行うこと。 ①当初の見積書は「税込」で提出されており、その内容を変更する際に再度見積徴収を行わず、見積額の確認がされていない。 ②変更契約書において、「変更する金額」に桁違いの誤記がある。
4	社会福祉課	医師意見書送付日が令和5年度にもかかわらず、令和6年度で作成手数料を支出している。会計年度独立の原則により支払年度を整理すること。 ※令和5年度定期監査指導事項（文書）
5	保育・幼児教育課	5万円を超える保育材料費購入において、見積合わせを行っていないものがある。見積書を複数徴収し、適正に相手方を選定すること。 ※令和6年度定期監査指導事項（口頭）
6	産業振興課	未納となっている令和5年12月分の使用者負担金について、令和5年度調定を削除処理し、令和6年6月1日に令和6年度の調定処理を行っている。出納整理期間に納入するように催促し、未収入の場合は調定を削除せずに入収入未済としておくべきである。適正に歳入処理すること。
7	上下水道課	1万円を超える負担金において、支出負担行為に合議がないものが散見される。財務専決事項を確認の上、金額に応じて合議すること。
8	上下水道課	旅費の支出処理において、支払方法や決裁区分等の誤りが散見される。規則等に従い、適正に処理すること。
9	上下水道課	消費税及び地方消費税の中間納付法定納期限後、中間申告・納付遅延により、延滞税を支払っている。中間申告および中間納付法定納期限を厳守すること。
10	教育政策課	工事請負契約書に添付の設計書と仕様書の数量に齟齬があり、変更契約を行っているが、変更後の数量が報告書に反映されていない。また、工事完了後に別途契約している保守委託の報告書においても数量等の誤りがある。 契約関係書類を十分精査するとともに、検収を適正に行うこと。

令和7年度 定期監査（令和6年度執行分）結果指導事項

No.	所属名	指導内容
11	生涯学習課 〔公民館執行分〕	講師謝礼を振込不能により戻入処理を行った後、再振込がされず、源泉徴収税のみが執行されたままとなっている。未払の講師謝礼と源泉徴収税の取扱いについて調査のうえ、適正に処理すること。
12	文化の館	令和5年度第4四半期の電気料を令和6年度の歳入としているが、年度誤りである。会計年度について確認のうえ、適正に処理すること。
13	文化の館	仮受・仮払で管理している「紛失・毀損本弁償金」の現在高に不明な額があるため、内容を精査のうえ、歳計現金への入金または相手方への返還の処理を行うこと。
14	スポーツ課	補助金の交付において、対象経費に用途が特定される収入の経費（他団体の補助金等）が含まれており、過大な交付となっている。実績報告書の審査を徹底すること。